
玩具の対象年齢の決定のための情報（2024 年版）

－ 玩具の適切な遊びのための最初の対象年齢（使用開始最低年齢）

（ST ISO/TR 8124-8：2024）

2025. 5. 29 第 1 版

一般社団法人 日本玩具協会

玩具の対象年齢の決定のための情報 (ST ISO TR 8124-8:2024)
ー 玩具の適切な遊びのための最初の対象年齢 (使用開始最低年齢)

目次

はじめに	3
紹介	3
1. 適用範囲	4
2. 引用規格	4
3. 用語と定義	4
4. 開始年齢	5
4.1 開始年齢が出生から 4 ヶ月未満の子供	5
4.1.1 開始年齢が出生から 4 ヶ月未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と 「行動様式」に関連する側面	5
4.1.2 推奨される玩具のサブカテゴリー	6
4.2 開始年齢 4 ヶ月から 8 ヶ月未満の子供	7
4.2.1 開始年齢 4 ヶ月から 8 ヶ月未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と 「行動様式」に関連する側面	7
4.2.2 推奨される玩具のサブカテゴリー	7
4.3 開始年齢 8 ヶ月から 12 ヶ月未満の子供	8
4.3.1 開始年齢 8 ヶ月から 12 ヶ月未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と 「行動様式」に関連する側面	8
4.3.2 推奨される玩具のサブカテゴリー	9
4.4 開始年齢 12 ヶ月から 18 ヶ月未満の子供 (開始年齢 1 才から 1 才半未満の子供)	9
4.4.1 開始年齢 12 ヶ月から 18 ヶ月未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と 「行動様式」に関連する側面	9
4.4.2 推奨される玩具のサブカテゴリー	10
4.5 開始年齢 18 ヶ月から 24 ヶ月未満の子供 (開始年齢 1 才半から 2 才未満の子供)	11
4.5.1 開始年齢 18 ヶ月から 24 ヶ月未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と 「行動様式」に関連する側面	11
4.5.2 推奨される玩具のサブカテゴリー	12
4.6 開始年齢 24 ヶ月から 36 ヶ月未満 (開始年齢 2 才から 3 才未満の子供)	13
4.6.1 開始年齢 24 ヶ月から 36 ヶ月未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と 「行動様式」に関連する側面	13
4.6.2 推奨される玩具のサブカテゴリー	15

4.7 開始年齢 3 才から 4 才未満の子供	16
4.7.1 開始年齢 3 才から 4 才未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と 「行動様式」に関連する側面	16
4.7.2 推奨される玩具のサブカテゴリー	18
4.8 開始年齢 4 才から 6 才未満の子供	20
4.8.1 開始年齢 4 才から 6 才未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と 「行動様式」に関連する側面	20
4.8.2 推奨される玩具のサブカテゴリー	22
4.9 開始年齢 6 才から 8 才未満の子供	23
4.9.1 開始年齢 6 才から 8 才未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と 「行動様式」に関連する側面	23
4.9.2 推奨される玩具のサブカテゴリー	25
4.10 開始年齢 8 才から 14 才未満の子供	26
4.10.1 開始年齢 8 才から 14 才未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と 「行動様式」に関連する側面	26
4.10.2 推奨される玩具のサブカテゴリー	27
附属書 A (参考情報) 「玩具の分類システム」、「カテゴリー」「サブカテゴリー」の説明	28
附属書 B (参考) 電気玩具に関する考察	37
附属書 C (参考情報) 「当該製品に特化した(適切な)対象年齢」に影響を及ぼす 「複雑さ」と「遊びのパターン」に関する考察の例	38

参考文献一覧

【参考 1】 子供用特定製品（乳幼児用玩具）の「使用年齢基準」に関する消費用製品安全法の関係規定

【参考 2】 ST 基準（ST2025）の対象年齢表示に係る要求事項

玩具の対象年齢の決定のための情報

－ 玩具の適切な遊びのための最初の対象年齢（使用開始最低年齢）

はじめに

技術文書（ISO/TR 8124-8:2024）は、ISO TC181(玩具の安全性)によって作成されたものである。

この版は、前の版（ST ISO/TR 8124-8:2016：玩具の使用開始最低年齢のガイドライン）（2018 年 7 月 5 日発行）を廃止して置き換えるものである。

主な変更は次のとおりである。

- 文書の題名（title）を、記載内容の範囲（scope）と意図に更に整合するよう改定した。
- 「この文書は、子供が「特定の玩具のサブカテゴリー」に属する玩具で遊び始める「最も低い年齢」を決定する上で使用する情報を提供しているだけである」旨を「確認」する記述を追加した。
- サブカテゴリーに「発射体玩具」「柔軟な複合素材」を加えた。
- 附属書 C を追加し、製品カテゴリーにおける、様々なレベルの「複雑さ」「遊びのパターン」（最も簡単な操作（開始年齢）から、（より年長の）「適切な対象年齢」）の視覚的な例を提供した。

紹介

この文書は、子供が「特定の玩具のサブカテゴリー」に属する玩具で遊び始める「最も低い年齢」を決定する上で使用する情報を提供するものである。

同じサブカテゴリーに属するが、「技量又は複雑さが追加されているため、より年長の子供に向いている玩具」は、（そのサブカテゴリーに属する製品に）挙げられていない。

（使用開始最低年齢として）「意図された年齢」（intended age）と比べると、「サイズ、複雑さ、その他の考慮要素（例：部品の数、寸法、重さ、細部の精巧と実物性の程度、銘柄（brand）又は知財権使用許諾（licence）、特別な機能）を含む多くの要因」のため、ある個別の玩具の「実際に適切な対象年齢」は、異なる(vary)ことが有り得る。

従って、個別の製品は、「この文書に掲載されている使用開始年齢」よりも年長である子供に適切な「対象年齢」（age grade）を表示することが可能である。

この文書は、専門家の助言と子供の伝来的な遊びのパターン（traditional play patterns）に基づいている。

（注）

各国・地域の規制・指令において、ある玩具、又は、ある玩具カテゴリーを、「異なった年齢を意図したもの」として分類することは可能である。

「電子玩具」と「玩具の中の電子部品」についての情報がこの文書の作成過程においてどのように考慮されたかについての詳細は、付属書 B で提供されている。

「複雑さ」又は「遊びのパターン（様式）」における違いが、「使用開始年齢」（の境目）を超えて、どのように「適切な対象年齢」に影響を及ぼすかについての詳細は、付属書 C で提供されている。